

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

平成 21 年度外国人労働者問題啓発月間の  
実施に当たって留意すべき事項について

平成 21 年 6 月 2 日付け基発第 0602001 号・職発第 0602002 号・能発第 0602001 号「平成 21 年度外国人労働者問題啓発月間について」(以下「局長通達」という。)により指示された標記月間について、局長通達別添の「平成 21 年度「外国人労働者問題啓発月間」実施要領」(以下「要領」という。)に基づく具体的な実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

なお、要領にいう中央で実施する事項として、本省において、別添のとおり平成 21 年 6 月 2 日付け基発第 0602002 号・職発第 0602003 号・能発第 0602002 号「平成 21 年度「外国人労働者問題啓発月間」実施に対する協力依頼について」をもって事業主団体に対し、傘下団体・団体企業に対する月間の実施に係る周知等について協力依頼を行ったところであるので了知願いたい。

記

- 1 平成 21 年度外国人労働者問題啓発月間(以下「月間」という。)中の活動について
  - (1) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成 19 年厚生労働省告示第 276 号。以下「指針」という。)の周知を中心に実施すること。

また、外国人雇用状況の届出制度についての相談等がなされた場合には、所轄の公共職業安定所の連絡先を紹介する等により対応すること。
  - (2) 外国人労働者の就労事業場数、外国人労働者に係る労働災害発生状況、申告・相談状況等により把握した問題点等管内の状況に応じて実施すること。
  - (3) 平成 12 年 8 月 30 日付け基発第 543 号・職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」を踏まえ、労働基準行政と職業安定行政の十分な連携を図ること。

外国人労働者労働条件相談員による相談日を週1日程度増やすこと。

なお、この点について、積極的に広報を行うよう努めること。

イ 「外国人労働者相談コーナー」の設置されていない都道府県労働局及び労働基準監督署においても、月間中に外国人労働者又は外国人労働者を使用する事業主等から相談、問い合わせ等が増加することが考えられるので、「外国人労働者相談コーナー」を設置している近隣の都道府県労働局又は労働基準監督署と連携を図る等により適切に対処すること。

ウ 各労働基準監督署における外国人労働者からの申告・相談のうち、賃金不払等権利救済を内容とする事案については、迅速に処理を行うよう特に配慮すること。

基発第0602002号  
職発第0602003号  
能発第0602002号  
平成21年6月2日

社団法人 日本経済団体連合会  
会長 御手洗 富士夫 殿  
日本商工会議所  
会頭 岡村 正 殿  
全国中小企業団体中央会  
会長 佐伯 昭雄 殿  
全国商工会連合会  
会長 清家 孝 殿  
社団法人 経済同友会  
会長 桜井 正光 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

#### 平成21年度「外国人労働者問題啓発月間」実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基発第0602002号  
職発第0602003号  
能発第0602002号  
平成21年6月2日

財団法人 国際研修協力機構  
会長 金井 務 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成21年度「外国人労働者問題啓発月間」実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

また、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主にも、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールが求められるところです。

つきましては、貴団体から、本月間を機に、これら事業主に対し、外国人雇用の基本ルールの遵守について、周知・啓発していただきますよう、お願い申し上げます。